く。(受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く９：00～17：00))に、建設工事契約の申請者は、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

https://www.pqr.mlit.go.jp/

また、測量・建設コンサルタント等契約の申請者は、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　郵送の場合（インターネット一元受付に対応していない申請手続き又は随時受付を郵送により申請する場合）　令和４年12月１日から令和５年１月13日（当日消印有効）までの間に郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、持参による申請は廃止している。

また、インターネットによる申請を除き、上記期間経過後も申請は随時に受け付けているが、資格取得が遅れることがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　インターネットを使用して申請をする場合は、上記２の⑴に掲げるアドレスにアクセスし、令和４年11月１日から令和４年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和４年11月１日から令和５年１月13日までの間に得るものとする。

ただし、測量・建設コンサルタント等契約のパスワードの請求に当たっては、上記２の⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書（兼代理申請委任状）」を印刷したものに以下の⑵の②のエからキまでに掲げる書類を添付し別記２に掲げる送付先に郵送（書留郵便）するものとする。(キに掲げる書類については、郵送に代えて上記２の⑴に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする。)

また、地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」は、令和４年10月31日以降、次のホームページアドレスから入手することができる。

https://nnppi.nn-net.go.jp/guide.html

⑵　申請書の提出方法　インターネットにより申請する場合は、上記２の⑴に掲げるアドレスにアクセスし、上記３の⑴において作成した申請用データを、上記３の⑴において入手したパスワードを入力のうえ送信する。

なお、経常共同企業体等複数の者のインターネットによる申請はできないので、この場合は郵送（書留郵便に限る。）による申請とする。

また、インターネットにより申請する場合であっても、申請者が下記９の⑶の①から⑤に示す合併新設会社等で合併後５年未満の場合には、以下に掲げる①のキの書類を本社（店）が所在する別記１に掲げる「本社(店)所在地及び申請書の郵送先」に郵送により提出すること。

郵送により、申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が所在する別記１に掲げる「本社（店）所在地及び申請書の郵送先」に提出する(ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある)。

①　建設工事契約

ア　営業所一覧表

イ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年１月31日付け国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険(以下「健康保険」という。)及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

ウ　業態調書

エ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３の写し）

オ　共同企業体等調書（経常共同企業体）

カ　共同企業体協定書の写し（経常共同企業体）(任意様式)

キ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類

ク　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

ケ　行政書士等による代理申請による場合には委任状

②　測量・建設コンサルタント等契約

ア　測量等実績調書

イ　技術者経歴書

ウ　営業所一覧表

エ　財務諸表類

オ　登記事項証明書（法人の場合）又はその写し

カ　登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し）

キ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３の写し）

ク　行政書士等による代理申請による場合には委任状

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　申請書及び審査に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑷　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

⑸　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査(定期の一般競争(指名競争）参加資格の審査の申請にあっては、経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が令和３年６月16日以降のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７か月前の日以後のものに限る。)を受けていない者

⑹　数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体であって、上記４の⑴～⑸に該当する構成員を含む者

⑺　測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

５　競争参加の資格及びその審査

⑴　建設工事契約　上記４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。

①　総合数値の算定方法

ア　経営に関する客観的事項の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ

イ　専門技術者に関する審査数値・・・Ｂ

ウ　工事成績の審査数値・・・・・・・Ｃ

審査結果の総合数値算定方式

Ａ＋Ｂ＋Ｃ

②　各事項の付与数値［表のため略。］

③　共同企業体（数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体）の総合数値の算定方法は、次に掲げる数値を上記５の⑴の②の各事項の付与数値にあてはめるものとする。

ア　経営に関する客観的事項の付与数値

ａ　許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高は、各構成員の当該完成工事高の合計額

ｂ　自己資本額及び平均利益額は、各構成員のそれぞれの合計値

ｃ　経営状況の数値は、構成員の算術平均値